

2018年(平成30年)1月から職業紹介責任者講習の内容や運用が変わります

改正職業安定法は、既に段階的に施行されていますが、職業紹介責任者講習関連の内容や運用が、2018年1月1日から変わりますので、ご案内いたします。

(1) 講習の時間・内容について

初めて職業紹介責任者講習を受講する方(新規)も、以前職業紹介責任者講習を受けたことのある方(継続)も、同じ時間(9:45~17:15/受講時間数6時間)、同じ内容の講習を受けていただくことになります。(午後からの時間を受講されても受講証明書の交付はできませんので、ご注意ください。)

(2) 理解度確認試験を実施します

講習の中で、講習内容の理解度を確認するため、紹責講習にそった基本的な事項について15分間の試験を実施し、各人の点数を厚生労働省に提出します。

※理解度確認試験の実施につきましては、当面(約1年を予定)は試行期間とし、点数に関わらず受講証明書は交付されます。しかし、試行期間経過後は、一定の点数以上であることが受講証明書の交付要件となります。

(3) 受講料を改訂します

上記の改正等に伴い、以下のとおり受講料を改訂いたします。初めて受講する方(新規)については、会員・非会員共に据置きといたしましたが、過去受講したことのある方(継続)については、変更いたします。

<2018(平成30)年1月からの職業紹介責任者講習受講料(税込)>

	人材協会員会社 所属の方	人材協会員以 外の方
・この講習をはじめて受講する方 ・前回受講から5年以上経過している方	10,300円	13,400円
・申込時点において、過去5年以内に職業紹介責任者講習を受講したことが証明できる方(他の主催団体の講習も含まれます)	8,200円	10,700円

年内12月までは従来どおりの内容と運用にて開催し、来年からは今回ご案内のとおりの内容・運用となります。

※開催スケジュールやお申込みについては下記のページをご覧ください。

[紹介責任者講習日程一覧] <http://www.jesra.or.jp/category/training/>

※本件についてのご質問は、一般社団法人日本人材紹介事業協会(事務局)
03-5408-5454(メール: info@jesra.or.jp)までどうぞ。